

事務連絡
平成28年3月22日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事関係契約書（工事・委託）等様式の改正について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和24年大蔵省告示第991号）の一部改正により、平成28年4月1日より、工事請負契約書及び委託契約書の様式が改正となります。

記

1 改正内容

- ・支払遅延に対する遅延利息の率の改正

改正前 年2.9パーセント

改正後 年2.8パーセント

2 施行日

平成28年4月1日